

令和2年3月 定例会（第1回）会議録（抜粋）

◆22番（真船和子君） 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、お亡くなりになりました、そして御家族の皆様に、心よりお悔やみ申し上げます。一日も早い収束ができますことを願います。

議長の御指示により、公明党を代表し一般質問いたします。

習志野市市議会議員団は、2月14日、前環境省事務次官森本英香氏を講師としてお迎えし、SDGsと自治体をテーマに研修を開催いたしました。SDGsは、地球規模で考え、地域レベルで行動することが大切などの視点を御教示いただきましたこと、感謝申し上げます。

さて、未来への責任として、持続可能な世界を残すため、人類社会が抱える課題を包含した国連の持続可能な開発目標、いわゆるSDGsは、2030年を目標達成年次としております。

政府は、昨年12月20日、その達成期限までの残り10年を見据え、中長期的な国家戦略であるSDGs実施指針を改定いたしました。改定指針のビジョンでは、日本が世界を誰一人取り残されることのない持続可能なものに変革すると強調しております。

今後、注力すべき優先課題には、取組の遅れが指摘される女性活躍の促進など、ジェンダー平等の実現をはじめ、防災、気候変動対策を掲げました。

そして、若者が、未来の社会を担う中核の存在だと位置づけ、啓発を強化する方針も盛り込まれております。

さらに、国会と地方議会の役割について、国民一人一人の声を拾い上げ、国や地方自治体の政策に反映されることが期待されると明記されました。

公明党の山口那津男代表は、2030年の目標達成に関して、国や地域、企業や個人がトータルで前進していくことができれば、持続可能な開発が進み、実現が可能となると語りました。

公明党が目指す大衆福祉とは、ベンサム流の最大多数の最大幸福ではなく、全民衆の最大幸福であります。幸福の定義は人それぞれであります。各人が思い描く幸福を最大限に追求できる社会こそ、公明党が目指す大衆福祉社会であり、個人の幸せと社会の繁栄の一致を志向するものであります。

現在、進められている全世代型社会保障とは、必要な人に必要な支援が行き渡り、誰も置き去りにしない共生社会であり、公明党の大衆福祉社会とベクトルを共有するものであります。

そこで、誰一人取り残さない社会を目指すSDGsを、習志野市の政策に反映し、宮本市長に、さらに住民の福祉向上のための対策をリードしていただけますことを期待申し上げ4点質問いたします。

初めに、子育て政策について、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援について、国の動きと本市の取り組みをお伺いいたします。

2点目に、就職氷河期世代の支援について、本市の取り組みをお伺いいたします。

3点目に、地域共生社会の実現について、本市の包括支援体制の取り組みについてお伺いいたします。

最後に、歩行者優先の安全な歩道について、安全対策の取り組みについてお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

◎市長（宮本泰介君） おはようございます。

それでは真船議員の一般質問にお答えしてまいります。全て私からの答弁となります。

大きな1点目、子育て政策について、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援について、国の動きと本市の取り組みをお答えいたします。

国では、令和元年12月6日、母子保健法の一部を改正する法律を公布し、心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業を法制化しました。

国の令和2年度予算案では、産前・産後サポート事業、産後ケア事業、多胎妊産婦の支援の強化のほか、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等への支援のための事業費が計上されております。

本市では、法制化される以前の平成28年度から、産科病院に泊まって支援を受ける宿泊型産後ケア事業及び助産師による電話相談等の産後サポート事業を実施しております。このほか、双子の会や若年ママの交流会を実施し、多胎妊産婦や若年妊産婦の孤立や負担感の軽減に努めております。

あわせて、県が実施している、若年妊婦等を支援する「にんしんSOSちば」の周知に努めております。

次に、大きな2番目、就職氷河期世代の支援について、本市の取り組みについてお答えいたします。

まず、就職氷河期世代とは、おおむね平成5年から平成16年に学校卒業期を迎え、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代でございます。

経済環境の変化等により、就業状況は改善されてきた一方で、希望する就職ができず、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いている、あるいは無業の状態にあるなど、引き続きこの世代が抱える固有の課題に直面している方がいらっしゃいます。

全ての世代の人々が、希望に応じて、意欲・能力を生かして活躍できる環境整備を進める中で、こうした課題は個人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき問題であるとして、国は昨年6月に策定した骨太の方針2019に、就職氷河期世代支援プログラムを盛り込みました。

このプログラムでは、就職氷河期世代の活躍の場を、さらに広げることができるよう、「相談、教育訓練から就職まで切れ目のない支援」、「個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援」という施策の方向性が示されております。

本市におきましてはこれまでに国と共同で、ふるさとハローワーク習志野を設置・運営し、合同企業説明会などのマッチングイベントを開催するなど、就労希望者に対する支援を行ってきたほか、ならしの創業塾を開催するなど、創業・起業支援の観点からも事業を展開してまいりました。

こうした取組に加え今後は、国と地方自治体の共同運営により、就労支援をしており、地域若者サポートステーションとの連携を強化し、ニーズの調査や就労支援を行ってまいりたいと考えております。

なお、今提案しております令和2年度当初予算案に、国が推進する広域的な取組の一つとして、新たに船橋市との協働、地域若者サポートステーション事業の運営に係る費用を計上しております。

続いて大きな3点目、地域共生社会の実現について、本市の包括的支援体制の取り組みについてお答えいたします。

少子超高齢化が進展する中、本市においても、核家族化によるひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加などによる家族内の支え合いの低下、住民意識の変化などによる地域コミュニティ意識の希薄化、さらに社会的孤立、課題の複合化、制度のはざまなどの課題が表面化してきております。これらの課題を解決するためには、地域や家族などのつながりや公的支援の中で対応してまいりました。

しかしながら、住民の暮らしや社会構造が変化する中で、人と人とのつながりや支え合いの再構築が必要となっており、多様な人々が支え手受け手という関係を越えて支え合い、世代や分野を越えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会、地域共生社会の実現が求められております。

この地域共生社会の実現に向けた取組といたしましては、令和2年度から7年度までを計画期間とする第2期地域福祉計画に包括的な支援体制の整備を位置づけました。

また、第3次男女共同参画基本計画では、ダイバーシティー、いわゆる多様性の観点を踏まえ、男女共同参画の視点に立った施策を掲げたところであります。

なお、包括的な支援体制の整備につきましては、市民、地域、福祉関係団体、事業者、行政などが相互に連携していくことが不可欠であり、高齢者、障がいのある方、子どもや家庭、生活困窮者など、各分野をまたがり、身近な地域で生活課題を受け止めることができる仕組みを、様々な主体と協議し、本市の実情に合った体制整備に取り組んでまいります。

最後に、大きな4点目、歩行者優先の安全な歩道について、安全対策についてお答えいたします。

自転車は、子どもから高齢者まで、幅広い世代の方々が通勤・通学・買物のほか、サイクリング等のレジャーに至るまで、様々な目的に利用されております。

近年では、自転車の交通ルール違反やマナー意識の欠如等により、歩行者と自転車が錯綜し危険な状況にあることから強く改善が求められており、特に自転車の通行が可能である歩道の安全対策に関する御要望をいただいております。

本市では、安全で快適な自転車通行環境の創出を基本方針として、平成31年3月に、習志野市自転車交通環境整備計画を策定いたしました。

具体的には、自転車、歩行者、自動車の通行を、それぞれ構造的に分離するなど、既存道路の幅員構成の見直しを図りながら、車道側に自転車が通行できるスペースを確保することで、歩行者と自転車が安全に通行できる空間整備を進める方針としております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

◆22番（真船和子君） はい。再質問に入らせていただきます。市長、答弁、大変にありがとうございました。

再質問の順番ですが、歩行者優先の安全な歩道についてを最初に再質問させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

都市環境部長の東條部長には、長年にわたりまして道路関係で、私も大変お世話になり、多くの通学路の交差点、この改善に取り組んできて尽力していただきましたことに感謝を申し上げ、今日は一番最初に質問をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

先ほど市長からも御答弁がありましたとおり、習志野市では、自転車通行環境の創出を基本方針として、この習志野市自転車交通環境整備計画を策定されております。

この策定に伴いまして、国では、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインがございますが、このガイドラインにおきましては、自転車通行空間の整備と併せまして、全ての道路利用者に自転車の通行するルールを徹底するなど、ハード・ソフト面の両面から取組を行うこととしております。

まず初めに、このハード面からお伺いしたいと思いますが、歩行者と自転車が安全に通行できます空間整備、これについて令和2年度取組についてお伺いいたします。

◎都市環境部長（東條司君） はい。それでは、歩行者と自転車が安全に通行できる空間整備に向けた来年度取組ということでお答え申し上げます。

来年度取組といたしましては、令和5年度までを整備目標といたします短期整備路線、これを対象といたしまして、詳細設計に向けた現地踏査と整備形態の検討を行ってまいります。また、各路線に、自転車通行空間が整備された後の交通規制に係る協議につきましても、習志野警察と行ってまいります。

その内容といたしましては、車道の端に幅員1.5メートル以上の自転車専用通行帯を設置する区間における交通規制、この問題や、現在歩道を通行している自転車を車道側に誘導するための手法等についても、併せて協議してまいりたい、そのように考えております。以上です。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。

令和5年度までを整備目標とするということでございますけれども、ここには7路線が、計画には書かれておまして、本当に令和5年度までに整備が進むのかなという、ちょっと心配もありましたけれども、しっかりやっていただくことと、それから今、自転車・歩行者道となっています、この点に関しても、規制ができましたときには、歩道は歩道として、しっかり歩行者の安全を守るような形をとっていただきたいと思っております。

私が、なぜ今回、この質問に至ったかといいますと、実は昨年、私の地域におかれまして、歩道で自転車と歩行者の死亡事故がございました。本当に地域としてはショックを受けていたところでございますが、実はその前から、この自転車のスピード、歩道を走るスピード、そして多くの自転車が行き交う、歩行者が待っていなければ歩けない、こういう歩道の現状でございました。心配していたところに、このような死亡事故が起きたということで、私たち大変ショックを受けております。

それで、実は、この事故が起きた市道ですけれども、00-015号線でございます、この線は、次の中長期的な計画の中に入っております、令和5年度以降となっても、10年ぐらい先になってしまうのかなという思いがあります。

ここは今、私の住んでいる地域は、工業地域に挟まれているところでございまして、多くの通勤客が自転車で歩道を通っております。ですのでぜひ、厳しいお答えもいただいておりますけれども、要望として、この令和5年度までの、この7路線の整備計画とともに、いち早くこの00-015号線の自転車の整備計画を進めていただくことを要望させていただきたいと思っております。

ここは通学路にもなっていますので、危険地帯となっておりますことから、十分認識をしていただきたいことを強く要望いたします。

次に、ソフト面でございますが、実はこの路線の中に、今若い通勤客の中には、無灯火で走る自転車がたくさんございます。そして高齢者の皆様が、夕方お買物に行くときに、本当に怖い思いをしているという声がたくさん私のところに上がってきております。

また、市にも、陳情のお手紙が行っているかと思っております。この点につきまして、どのような指導・啓発を行っているのか、お伺いしたいと思います。

◎協働経済部長（片岡利江君） はい。それでは、自転車の安全利用への指導・啓発ということでお答えをいたします。

自転車による交通事故が依然として多く発生していることから、本市では、習志野警察署、習志野交通安全協会と連携し、小中学校、幼稚園などにおいて、児童・生徒、保護者を対象にした交通安全教室を、年間50回程度開催しております。その中で、自転車利用時における交通ルール、マナー等の指導・啓発活動を実施しているところでございます。

この交通安全教室では、基本的な交通安全は、安全指導はもとより、無灯火走行をはじめとする交通違反の指導についても努めているところでありまして、併せて警察署に対しても、取締りを強化してほしいというようなことで要請をしております。

今後も関係機関と連携しまして、利用者の交通ルール、マナーの習得強化ということに努めてまいりたいというふうに考えております。

◆22番（真船和子君） ありがとうございます。

特に警察には、この夕方の通行時間帯等、しっかり回っていただけるように要望させていただきたいと思っております。

次にですが、今、部長より……、すみません。間違えちゃった。協議をしていくということでもございましたけれども、実はこの、私の地域の工業地域は外国の方が、在住外国人の方が多く自転車を走らせている現状でございます。若いですので、スピードも相当のスピードが出ています。死亡事故になるぐらいのスピードでございます。こういう方々に対する安全利用の指導・啓発については、どのように行われているのかお伺いいたします。

◎協働経済部長（片岡利江君） はい。それでは、在住外国人の方に対する安全利用の指導・啓発ということでお答えをいたします。

市内においても、自転車利用者の交通ルール違反により、本来優先されるべき歩行者が危ない目に遭っているというお問合せ等もいただいております。

そこで本市では、日本における交通ルール・マナーの理解促進、交通事故防止の観点から、千葉県で発行をしております多言語交通安全啓発リーフレット、そういったものを入手いたしまして、習志野商工会議所を通じて、市内の事業者へ配付、そして従業員の方の指導・周知をしていただくというふうを考えております。

◆22番（真船和子君） ありがとうございます。

今、部長から、考えておりますということでございましたので、これからの取組なのかなと思います。

ぜひ早急に取り組んでいただくことを要望するとともに、直接市のほうから事業者のほうに、直接指導に行って強く指導していただくことを要望させていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

この自転車通行空間については、質問を終わります。

次に、切れ目のない子育て支援について再質問させていただきます。

先ほど市長の御答弁におきまして、多胎妊産婦の支援の強化のほか、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊産婦等への支援のための事業費が計上されているということでございましたけれども、国がこの令和2年度に、この方々への支援の予算を盛り込んだ理由について伺いたします。

◎健康福祉部長（菅原優君） はい。お答えいたします。国が、若年妊婦や多胎妊婦への支援について、令和2年度の予算案に取り上げた理由等につきまして御答弁申し上げます。

平成27年度から令和6年度までの母子保健に関する取組を推進します国民運動計画である第2次の健やか親子21の中間評価に関する検討会報告書が、令和元年8月30日に出され、都道府県や市町村等における妊娠期からの相談体制の整備や特定妊婦への対応の充実といった必要な体制整備とともに、関係機関の緊密な連携の下、より実効力のある児童虐待防止対策を進めていく必要があるとしております。

予算案では、子どもを産み育てやすい環境づくりの政策の一つである母子保健医療対策の推進、地域における切れ目のない妊娠・出産支援等の推進のため、予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等と、孤立しやすく産前・産後で育児等の負担が多い多胎妊産婦の支援ということで取り上げているものでございます。以上です。

◆22番（真船和子君） ありがとうございます。

実は、先ほど今、部長からも、この支援の部分として、児童虐待防止対策を進めていく必要があると、ここに起点を置き、この母子保健の支援の強化に予算をつけてきていただいているものでございますけれども、本市では、この平成30年度、多胎妊産婦の方は17人いらっしゃると伺いました。では、この多胎妊産婦への母子保健の支援について伺いたします。

◎健康福祉部長（菅原優君） はい。お答えいたします。本市では、多胎児の育児経験者との交流会であります双子の会、こちらを年6回、保健会館で実施しておりまして、1回当たり約10組の多胎家庭が交流をしております。

母子健康手帳交付時や転入時に、多胎妊娠が分かると、地区担当保健師等から、この双子の会を御案内し、妊娠期から交流会への参加を勧めております。

交流会の参加者からは、先輩から多胎育児の現状や多胎児用のグッズの使い勝手などを聞くことができる、同じくらいの年齢の子を持つ保護者同士で共感・共有することができると好評を得ております。

また、母子健康手帳交付時及び転入時には、多胎であるかどうかにかかわらず、支援者がいない妊産婦には子育て支援事業などの活用を紹介しております。以上でございます。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。

それでは、多胎妊産婦家庭への子育て支援についてお伺いいたします。

◎こども部長（小澤由香君） はい。多胎妊産婦への子育て支援についてお答えいたします。

双子や三つ子など、同時に2人以上のお子さんを出産し育児をすることは、身体的にも精神的にも負担や不安が大きく、時には虐待につながることもございます。こども部といたしましても、支援する必要性について、十分認識をしているところです。

多胎妊産婦から御相談があった場合、子育て支援コンシェルジュや子育て支援相談室では、多胎妊産婦の気持ちに寄り添い、不安や孤立感の解消につなげるよう努めているところです。

また、多胎児を持つ御家庭を含めた妊娠中から出産後のお子さんがある家庭、または小学校6年生までのお子さんがある保護者が体調不良の場合、家庭を支援するために、平成18年度からファミリー・サポート・センターの仕組みの中で、家事支援事業を実施しております。これは、食事、掃除、洗濯などの家事支援や乳児の沐浴、おむつの交換などを実施するものです。

令和2年2月29日現在、本市のファミリー・サポート・センターに登録している保護者は2,508名で、そのうち多胎児をお持ちの保護者は51名であります。必要なときに必要な支援を受けることが、これにて可能となります。

今後も、多胎児の育児支援の充実を目指しまして、他市での取組事例等について調査・研究をするとともに、国の多胎児支援の動向について注視をして取り組んでまいります。以上です。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。

本市においても、細かく支援をしていただいているというお話でございますけれども、実はこの多胎児家庭の母親の現状、これは今テレビ等でも紹介されておりますけれども、なかなか男性には分からないかもしれませんが、出産後数週間は倍の授乳の回数、それから子どもが訳も分からなく泣き続ける、1人でも泣かれていて大変なところを、2人も3人も一斉に泣き始める。こういう対応の中で、母親はほとんど眠ることもできない。そしてトイレへ行くこともままならない。また、食事さえ、1人の子でも、自分も食事を取ることが欠けてしまうっていうようなお話もよく聞きますけれども、2人3人となると、本当に自分はいつ寝て、いつ起きているのか、何をしているのか、本当に分からなくなるぐらい精神的に追い込まれますという話をよく聞いております。自らこうなってしまうと、もうSOSを出すことすらできなくなってしまう、そういう声を聞いております。

この育児負担軽減のための支援が、さらに重要であると考えております。国は、なぜここに予算をつけたのかと言いますと、この多胎児の御家庭で、実は児童虐待で死亡事故がございました。11か月のお子さんを虐待して死なせてしまったという事案が出ております。や

はり、ここにもしっかりと目を向けて、児童虐待を減らしていく、予防していく、こういう視点からの支援でございますので、本市におかれましては、しっかり母子保健、そして子育ての部分で対応していただきたいと思っております。

実は、東京都はさすが女性知事だと思えました。来年度より、ベビーシッターの利用補助を行ったり、また移動にかかる経費、これを2万4,000円を上限に補助するという、こういう予算を盛り込んでいるということで、多胎妊産婦、そして多胎児の家庭に支援の重要性を示されたということでございます。

実は、双子とかになりますと、ベビーカーが大きいので、公共交通、バスに乘車させてもらえないという問題が名古屋市で起きました。うちの市の場合、ちょっと私もそこ確認できなかったんですが、私たちのこのハッピーバス、それが対応できているのかどうか、後ほど確認したいと思っておりますけれども、こういう不便さも感じていて、少子化対策と言いながらも、そこにも目を向けてもらっていない。

ただ、今回、国がここに予算をつけたということで、多胎児家庭の皆さんは、大変喜ばれました。どうか、もっともっと手厚い支援をしていただくことを要望させていただきます。

そしてまた、この児童虐待の中で、死亡事例が多いというふうに報告されているのがゼロ歳児でございます。これは、妊娠期から支援が重要なんですけれども、どうしても若年妊娠であったり予期しない妊娠、計画していない妊娠など、なかなか厳しい事例でございます。

千葉県も「にんしんSOSちば」を昨年ようやく設置したようでございますけれども、これをもっともっと若年妊産婦の皆さんに広く公表・広報していただくことを要望いたします。

それでは、次にですけれども、こども部におかれまして、4月よりスタートいたします子ども家庭総合支援拠点予算上、計上されておりますけれども、ここにおいて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない継続的な支援強化が図られるのか。そしてまた、今ずっと申し上げてきておりますが、児童虐待対応件数の増加が見込まれる中、この切れ目のない支援における課題、どのように捉えているのかお伺いいたします。

◎こども部長（小澤由香君） はい。子ども家庭総合支援拠点におけます、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない継続的な支援及び今後の課題についてお答えいたします。

まず、現状の取組を申し上げますと、母子保健分野を所掌する健康支援課とは、母子健康手帳交付室が子育て支援相談室と隣接しており、妊娠期から支援が必要な御家庭に対し、養育支援等を連携して実施しているところであります。また、こども園、保育所や幼稚園、学校等の関係機関からの要保護児童の情報提供を受けることにより、支援が必要な対象者を把握することが可能となっております。

さらに、地域においては、民生委員・児童委員を中心に、気になる御家庭の見守りを願うなど、子育て支援相談室を縦軸として、関係各機関を横軸としてつなぐことによって、支援が途切れたり行き届かなくなったりすることのないよう取り組んでいるところでございます。

令和2年度は、このような取組を、さらに強化するために、子ども家庭総合支援拠点を、国の期限である令和4年度より前倒しをいたしまして子育て支援課に設置をいたしました。

子ども家庭総合支援拠点とは、18歳までの全ての子どもとその家庭及び妊産婦に対し、切れ目のない継続的な支援を行う専門性を持った機関でございます。設置に伴い、専門職の増員配置がされることから、さらに児童相談所等との連携を密にした専門性の高い組織づくりに努め、一つ一つの事案に応じた適切な支援を継続的に行ってまいります。

次に、切れ目のない支援の課題といたしましては、育児等への困り感等を発信することができないまま、虐待に至り、重篤化してしまう事案を解決することでございます。

そこで、拠点の業務の一つでもあります虐待の未然防止策として、こちらから出向き継続的に関わる、いわゆるアウトリーチ的な支援を充実し、早期発見、早期支援につなげていく必要があると考えております。

今後は、地域のこどもセンターやきらっ子ルーム、母子保健担当課との一層の連携を図りつつ、支援を必要としている家庭を見逃さない有効な仕組みについて検討してまいりたいと考えております。以上です。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。今、部長のほうから、積極的な御答弁をいただきましたことを感謝申し上げます。

子育て家庭の現状は、今、部長もお話しされたように、誰にも相談できずに解決されないまま、年月がたち、児童虐待というものが重篤化してしまうケースが後を絶たない現状でございます。本当に支援を必要とする人に、やはり利用者全てに、この支援が届くような体制をつくっていく、ここが一番必要だと思います。

確かに、最初に厳しい方は、ずっと追いかけることができますけれども、子育ての途中では様々なことがあります。ずっと同じではないです。家庭的に問題を抱えることも、途中で出てまいります。どうかそういうところも見逃さないような支援をしていただきたい、そのように思っております。

そういう意味からも、どうかもう一度支援の、この在り方を検討していくことを考えていただきたいと思っております。

実は、埼玉県和光市のわこう版ネウボラがございます。ここでは、地域の子育て世代包括支援センター5か所に、母子保健ケアマネジャー、または子育て支援ケアマネジャーを配置しております。妊娠期から就学までの相談を一貫して行っており、母子保健及び福祉的な視点、そして経済的な視点、ここの問題等にも対応する、一貫した対応が地域できております。ここはぜひ部局を越えて、本市の有能な人材、そして施設等の環境を最大限に生かしていただきながら、習志野市ならではの子育て支援の仕組みを、今、部長がおっしゃっていただいたように、どうか構築していただけることを要望させていただきます。

もう一つですが、実は、これはちょっと今の虐待の部分と関連していくんですけども、この新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、お子様が今毎日おうちにいます。

この中で、やはり学校へ行っていたときと精神的に保護者も変わってきます。この中で、虐待ということも発生する可能性がございます。この意味からも、教育委員会、そして母子保健、こども部、しっかり連携をとっていただきまして、子ども一人一人の、その発生予防、注意深く見ていただくことを要望させていただきますして子育て支援の再質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、就職氷河期世代の支援について再質問させていただきます。

先ほど、市長からの御答弁では、大変細かく、この支援の内容について答弁をいただいたところでございます。

この就職氷河期世代の支援につきましては、国が継続して支援する姿勢を明確にしたものでございまして、地方自治体が、ここの世代に関して、腰を据えて就労環境を整備できるようにするものでございます。

市長からは、令和2年度当初予算におきまして、船橋市との協働による地域若者サポートステーション事業の運営に係る費用を計上しているとのことでしたが、この具体的な取組内容についてお伺いいたします。

◎協働経済部長（片岡利江君） はい。それでは、船橋市との協働で取り組む事業の概要ということでお答えをしたいと思います。初めに、地域若者サポートステーションについて、少しお話をさせていただきます。

地域若者サポートステーションは、国と地方公共団体とが協働で設置・運営している若者雇用促進法に基づく無業青少年の職業生活における自立を支援するための施設であります。

これまで支援の対象年齢を、おおむね15歳から39歳までというふうにしておりましたが、新たに就職氷河期世代の支援を行うために、令和2年度より40歳から49歳までの方についても受け入れるということになりました。

そこで御質問の船橋市との協働事業についてでございますが、京成船橋駅近くに設置をされておりますふなばし地域若者サポートステーションの事業に係る経費の一部を本市が負担することによりまして、市単独では支援を届けることが困難な若年者あるいは就職氷河期世代に対する就労支援を強化するものであります。

具体的な支援内容については、国の施策の方向性を踏まえながら、船橋市、それからふなばし地域若者サポートステーションと協議をして決定をしていく予定であります。

今後、必要な方に必要な支援が届けられるように、庁内各課や関係機関との連携を深めるとともに、地域若者サービスステーション事業については……、すみません。地域若者サポートステーションですね、サポートステーションの事業につきましては、広報習志野やテレビ広報「なるほど習志野」などを通じて、市民の方へ周知に努めていきます。以上です。

◆22番（真船和子君） 大変にありがとうございます。

国は、この事業に対しまして、自治体が率先して取組を行う必要があるとされております。

そして、今、部長からも、本当に詳細に答弁賜りましたけれども、実は令和2年度以降、この地方公務員の中途採用の促進を要請するとされておりました。実はこの取組に、鎌ヶ谷市が県内初となる就職氷河期世代を対象とした職員の募集を実施いたしました。今もう採用結果が出ておりますけれども、これに対しまして大変大きな反響であったと。この募集を、前倒しをして行うようなことになったということでございました。

宝塚市でも行い、この就職氷河期世代を、何としても支援していきたい、応援していきたいという市長の試みが出ておりましたけれども、本市でのこの職員採用について、どのような御見解をお持ちかお伺いいたします。

◎総務部長（市川隆幸君） はい。就職氷河期世代におきます公務員の採用についてお答えいたします。

議員から御紹介ありましたように、就職氷河期世代の支援として、新たにこの世代を対象とした採用試験を実施している自治体、また採用に向けた検討を進めている自治体が増えていることは承知しているところでございます。

このような中、本市におきましては、就職氷河期世代の方々ということで限定はしておりませんが、現在の職員採用の取組といたしまして、多様化する住民ニーズに対する即戦力が期待される職員の採用に当たり、これまで民間企業等の経験者に対する職員採用試験を実施しております。

さらには、より多くの優秀な人材を集めるために、土木技術職をはじめとした専門職では平成28年度から、また事務職についても平成29年度から、それぞれ年齢制限を撤廃をいたしまして、広く受験者を公募しているところでございます。

このような取組の結果、既に今年度実施した職員採用試験において、本市におきましても、全体の受験者のうち、御指摘の就職氷河期世代に該当する受験者が約半数となっている状況でございます。

本市といたしましても、国が示す考え方や全国的な支援施策の動きにつきましては、十分理解をしておりますことから、引き続き現在の試験制度を実施していく中におきまして、それぞれの職種で就職氷河期世代の方々を含めて、多くの受験者の中から、本市が求める人材を採用できるよう努めてまいります。以上です。

◆22番（真船和子君） ありがとうございます。本市といたしましても、今、限定はしていないけれども、就職氷河期世代の該当する受験者が全体の約半数ということではございました。

ただ、限定することによって、これからニーズ調査を行っていかねばいけないんですけども、先ほど市長の答弁もございましたけれども、限定をする、対象者を絞ることによって、どのくらいこの対象者がいるのかとか、そういうことも分かってくるということが1点と、それからメリットとしては、この就職氷河期世代の支援という意味から、この人たちに的を当てたということにおいて、何ていうんですかね、広報ができる、自分たちを応援してもらっている、自分たちの世代を応援してもらっているんだということが広く広まるというような、この対象を絞ることによって、そういうような効果も出てくると考えておりますので、できましたら、この対象を絞った、また職員採用についても、御検討いただけることを要望させていただきたいと思っております。

そして、またこの支援の情報が、実際の窓口にアクションできなければ、この人たちにとって意味がないわけでございますので、どうか支援に結びつける支援の強化、これは本市がやっていかねばいけないと思っておりますので、その点についても、しっかり検討していただくことを要望させていただきます。大変にありがとうございました。

次に、地域共生社会の実現について、再質問とさせていただきます。

先ほど私も1回目の質問で、同じような言葉が何回も出てきてしまうかもしれませんが、必要な人に必要な支援が行き渡り、誰も置き去りにしない共生社会という言葉述べさせていただきました。

口で言うのはたやすいことでございます。ここへ到達するまでには、本当に大変なことであると、私自身も認識しているところでございますけれども、国はもうそこまで来ていると、本当に一人も置き去りにしない、この共生社会を、今つくっていくことによって、経済も安定化させていく、そして一人一人の生活の質を高めていく、この共生社会の仕組みを今取り組もうとしているところでございます。そのための包括的支援体制の取組だと思っております。

その具体的な内容につきましては、市長からも答弁がございましたけれども、この実現に向けた取組は、令和2年度から令和7年度までを計画期間とする第2期地域福祉計画に位置づけたと言われましたけれども、その実施時期、包括支援体制の取組が実施されます時期についてお伺いいたします。

◎健康福祉部長（菅原優君） はい。包括的支援体制の取組の実施時期ということでお答えいたします。

包括的な支援体制の取組といたしましては、国から2つの事業が示されているところでございます。

1つ目が、地域力強化推進事業で、これは住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みることができる体制の構築でございます。

2点目ですけれども、多機関の協働による包括的支援体制構築事業ということで、複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度の相談支援機関を総合的にコーディネートするための人員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築するものであります。

この2つの事業につきましては、令和3年度中の実施に向けまして検討を進めているところでございます。

なお本事業につきましては、国の助成制度も見込まれていることから、国の動向も注視して対応したいと考えております。以上です。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。

今、部長からは、令和3年度中の実施に向けているということでございましたけれども、時間的にあまり余裕がないのかなというような思いをしております。

それではこの令和2年度、来年度の取組はどのようなことを考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

◎健康福祉部長（菅原優君） はい。包括的支援体制の整備に向けまして令和2年度の取組についてお答えいたします。

包括的な支援体制の整備に向けましては、本市の実情に合った体制の整備を進めるため、令和2年度も引き続きまして、習志野市社会福祉協議会と協議を続けるほか、福祉関係団体、地域、事業者など様々な主体と協議を進めるとともに、庁内ワーキンググループによる検討を強力に推し進めてまいります。

また、先ほど答弁いたしました地域力強化推進事業では、住民に身近な圏域において実施することから、各地域で取り組んでいくための体制を構築する必要があります。

このため、地域住民等の意識づくりや地域への投げかけをすることや、活動拠点、相談の場づくりなどの調査・研究に取り組めます。

多機関の協働による包括的支援体制構築事業におきましても、各制度の相談支援機関などをつなぐネットワーク構築及び会議体の設置に向けた事前準備に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。

この包括支援体制、地域共生社会の仕組みを、モデル的に、先進的に進めている地域がございます。名張市等は、本当に早くから地域力を使って進めております。

本市でも、この事業を進めるに当たり、どこか他市の事業を見て勉強しているのかと伺いましたけれども、ちょっと他市の状況については、まだ把握していない現状でございました。

ただ、習志野市の強み、習志野市のいいところ、習志野市の環境はそろっている、そういう強みをしっかり生かして、この事業を進めることが必要だと感じます。

ただ、体制構築の際の留意点といたしましては、やはり地域のニーズ、そして人材、先ほど部長も答えられていましたけれども、地域資源の状況、これを把握しまして、見える化をした上で分析をして、そして議論に臨まなければ、全く前に進まない課題だと私は思います。

そして、そこには、やはり地域住民もしっかり入れていただいて議論を行って共通認識を持つ、これが大切かと思えます。

今日はなぜ、ここを最後にやらせていただいたかといいますと、就職氷河期世代の支援、ここにはひきこもり支援も入ります。そして生活困窮者も入ってまいります。そして先ほどの子育ての部分、ここの部分も、やはり地域を巻き込んで包括的な支援体制が望まれております。

ですので、ここを全部まとめて包括的な支援体制をつくるというのが、この最後の共生社会の部分になってくるわけなんです。

ですので、本当にしっかり議論をしてやっていかなければできない事業だと、私は考えますので、どうかそのところを、共通認識を、私は全職員に持っていただく研修を行っていただきたいと思えます。

といいますのは、この課題を、実はヒアリングしましたときに、人事が替わっています。前は分かりません。2年ごとに人事が替わるんです。1年に1回、この議論をするんですけども、その議論を、人が替わるので、また同じ議論をする。こういう状況が、役所の中で生まれているわけですよ。

やはりこれは、地域共生社会というふうに、後期基本計画に位置づけている、また地域福祉計画に位置づけているのであれば、全職員が共通認識で、ここの体制の構築に臨まなければできない事業なんですね、市長。

ですから、ここは、全職員が共通認識に立って、人が替わっても、この包括支援体制が構築できる仕組み、そして機構改革をしていかなければ、本当の事業はできない、そのように私は思っておりますので、どうかここは正念場でございますけれども、しっかり取り組んで

いただくことを要望させていただいて、私の質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。